

(3) 土地所有者取得分（総収益—造林者取得分）

a 赤松の天然下種補正

| | 造林投下資本各利子率毎土地所有者取得分（円） | | | | |
|---------|------------------------|---------|---------|---------|-------|
| | 6分 | 7分 | 8分 | 9分 | 1割 |
| 造林補助金有り | 467,580 | 396,498 | 301,004 | 172,939 | 1,511 |
| 造林補助金無し | 451,055 | 373,543 | 269,215 | 129,048 | |

b 赤松の植樹造林

| | 造林投下資本各利子率毎土地所有者取得分（円） | | | | |
|---------|------------------------|---------|---------|--------|----|
| | 6分 | 7分 | 8分 | 9分 | 1割 |
| 造林補助金有り | 423,335 | 332,126 | 210,121 | 47,050 | |
| 造林補助金無し | 389,286 | 284,828 | 144,620 | | |

(4) 分収歩合（十分率）

a 赤松の天然下種補正

| 造林投下資本利子率 | 造林補助金有り | | 造林補助金無し | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
| | 造林者 | 土地所有者 | 造林者 | 土地所有者 |
| 6分 | 3.0 | 7.0 | 3.3 | 6.7 |
| 7分 | 4.1 | 5.9 | 4.4 | 5.6 |
| 8分 | 5.5 | 4.5 | 6.0 | 4.0 |
| 9分 | 7.4 | 2.6 | 8.1 | 1.9 |
| 1割 | 10.0 | 0.0 | 10.9 | — |

b 赤松の植樹造林

| 造林投下資本利子率 | 造林補助金有り | | 造林補助金無し | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
| | 造林者 | 土地所有者 | 造林者 | 土地所有者 |
| 6分 | 3.9 | 6.1 | 4.4 | 5.6 |
| 7分 | 5.2 | 4.8 | 5.9 | 4.1 |
| 8分 | 7.0 | 3.0 | 7.9 | 2.1 |
| 9分 | 9.3 | 0.7 | 10.6 | — |
| 1割 | 12.5 | — | 14.2 | — |

(5) 地 価

土地所有者取得分より逆算した地価が現地の最低地価1町歩当り3万円以上になるのは、赤松の天然下種補正で造林投下資本の利率が8分以下、植樹造林では7分以下のときである。

4. 結 論

(1) 本例のような場合の分収歩合は、造林者が8分の利子率に甘んずるとして、造林補助金があれば、天然下種補正で造林者5.5：4.5土地所有者、植樹造林では7.0：3.0で、補助金がない場合は、前者で6.0：4.0、後者では8.0：2.0が妥当と思える。但し植樹造林の場

合8分の利子率では、土地所有者が最低地価迄確保できないとし、7分とした場合、補助金があれば5.2：4.8、なければ6.0：4.0が妥当と思える。

(2) 分収歩合を決めるためには、あらかじめ造林者はその投下資本に対し、利率何分以下はゆずれないものとして、一方土地所有者はその地価最低いくら迄として、両者の妥協点で分収歩合を決めるのが実際的であろう。

(3) 本例のような場合、赤松分収林業が成立するためには、利潤率の高いことは望めないが、上記の利子率程度ならば、土地所有者としても雑木林としておくより収益は多いので、成立余地は充分である。

54. 治山治水と発電税創設について

宮大農学部 二 宮 金 次 郎

1. 発電税創設の目的

全国発電県議会の決定を要約すれば、発電県は何れ

も地勢的環境からして近代的産業の発達に障害があり、従つて経済力に乏しいにもかかわらず、河川の維持管理発電堰堤の被害対策、砂防及び堤防工事・災害

防止林及び水源涵養林等に多額の費用を投じて、発電資源の涵養に努力しているのであるが、発電された電気の恩恵を受けているのは大消費地を有する府県であつて、これらの府県は電気が文化経済の面に与える利益と併せて電気の消費を税源としている電気ガス税の大部分を独占している。この不合理を是正し発電県の財源となるような税種を設け、これにより発電資源を涵養してその地域社会の発展を計り、住民の福祉増進に寄与せんとするものであります。

2. 契機及び経過

上の目的達成の考察を昭和28年佐賀の学会にて「治山治水の完備と森林収入資源の開拓」の論題にて述べたのでありますが、別途昭和30年長野県が研究に乗り出し、次いで福島県と協力して他発電県に呼びかけ、遂に昭和31年には全国発電道県協議会なるものが設立され、北海道、新潟、富山、群馬、山梨、静岡、岐阜、高知、宮崎の10県1道が名を連ね、更に協議会加盟勸奨県として秋田、山形、栃木、福井、和歌山、岡山、鳥根、広島、徳島の9県名があげられている。一面赤字に悩む地方財政窮乏の打開策として発電税創設に関する議が積極的に論議せられるに至り、31年3月7日新潟県が発電税条例を県議会において制定し、次いで長野県、静岡県、富山県、福島県、群馬県と次々と足並みをそろえ、その他の県も研究準備中の処、更に宮崎県は7月31日に制定されたのであります。しかしこの条例は法定外普通税の創設を目的とするものであるから地方税法第4条第3項において可能ではあるが、同法第259条によつて自治庁長官の許可を要するのであつて、この許可には次の条件が必要とされている。

(1) 当該県にその税収入を確保出来る税源があり、またその税収入を必要とする財政的需要があることが明らかであること。

(2) 国税または他の地方税と課税標準を同じくせず、かつ住民の負担が著しく過重とならぬこと。

(3) 地方団体間における物の流通に重大な障害をあたえぬこと。

(4) 国の経済政策に照して不適當でないこと。自治庁は上記の4条件に照し合わせて以下の如き抵触する部分を指摘している。

(1)(a) 電力に対しては電気ガス税が課税されているので課税標準を同じくすることとなり、かつ住民の負担が過重となり、また事業税とも重複する面がある。

(b) 納税義務者を発電者とする場合は、発電設備に

対して相当重い固定資産税が課税されているので税負担が過重となる。

(c) 電源開発が国策であるとする見地に立てば、国の経済政策によつて本条例の目的とする発電税は適當でないと思われる面がある。

(2) 水源涵養についての負担は交付税で考慮せよ。

(3) 龐大な税源が県内にあるという理由だけで発電税を創設するほどの積極的理由が認められない。

(4) 水利使用料または治山治水費用の形で分担金を課することを研究せよ。

(5) 県に対して発電税を認めたとなると、一方発電会社の年来の希望である事業税の収入金課税を収益課税とする問題も生じ、そうなると事業税が半減する恐れがある。

(6) 電力料金の地域差問題。水利使用料引き上げが未解決であるとか、電気ガス税がプラスしていないとかの不满のため、発電税をとり上げたとなると、そのため経費増がコスト高となり、消費県が被害を蒙む。以上の如く自治庁は発電税創設にはあまり積極的でなく、むしろ批判的でさえあるが、これらの見解に対して道県側は次の如き意見を持つている。即ち(1)の(a)(b)に対しては、発電税の課税標準は発生電力量であるが、これを直接課税標準としている税種は現行税法上に見られぬ。また法人税、県民税、市町村民税等は収益の有無が課税の有無となつている収益税であり、固定資産税は電力業者のみに特に課税されるものでなく、固定資産の所有者にはすべて同税率で課税する財産税であり、特に発電施設には10ヶ年間は一般よりはるかに低い課税が行われているので、これは根本的に性格を異にしていると説明している。そのほか県側の要求、云い分としては、例えば自治庁側の見解(2)に対しては交付税はあまり期待出来ず、治山治水による水源涵養に要する補助金も充分でなく、地方財政窮乏の解決策としては目的を達し得ない。(4)に対しては、水利使用料は政府が全国一律に決定し、県の自由とする所がないが、発電税は本条例が自治庁からの許可を得ればその税率を県の自由意志で上下することが出来、県財政上大いに役立つ。(5)に関して、発電会社の経理内容を十分に調査し、利潤の線をつかんで決して無理な要求でないことを証明するに足る資料を作製して提出する、としている。しかし発電税をすつきりさせるため、水利使用料の値上げの問題についても具体的な資料を準備し、別個の考え方で平行にして推進を図り、昭和33年度から使用料単価は1KW当り2円57銭が3円50銭に上り、新設に対する特例をも廃止

する方針をたて、宮崎県にて年間約二千万円の水利使用料の増収の段階にあり、更に研究と接衝を重ね、昭和29年1月15日治山治水対策に関する同学の士の意見書第3項に財政的措置に関する事項に受益者に目的

税を負担せしめる件も述べられているが「進まぬ治山治水事業」推進の一策として、林業経営者側からの私見を次期に検討発表せんとするものであります。

55. 原野造林に関する一考察

九大農学部 塩谷 勉・黒田迪夫・安永朝海

1. 阿蘇・九重の高原地帯を中心とする熊本・大分両県(中九州)は、北の福岡・佐賀・長崎の三県(北九州)や南の鹿児島・宮崎両県(南九州)の中間にあつて自然的には勿論、林業経済上きわめて特異な地域を形成している。即ちこの地域は大面積の原野が広汎にひらけ、それだけに育成型林業展開への可能性を内包しているにも拘わらず、農民的共同体的林野がなお広く残存しており、人工造林地の面積は相対的に低い。これは特に熊本県と大分県の県境附近にある熊本県阿蘇郡、大分県玖珠郡及び直入郡のいわゆる阿蘇特定地域についてはなほだしく、ここでは牧野、採草地を含む原野は農業経営上不可欠の要素として農業と密接な関連を保っている。

一般に耕種農業の原野への依存度は、それが生産力の低い段階にあればある程強いものであるが、金肥の導入、農業の機械化等生産力を構成する諸要素の変化発展につれてその結びつきが弱まり、必然的に牧野の縮小解体をもたらす。一方林産物価格の急激な上昇は、以上の過程と関連して牧野の縮小→人工造林の増加という方向をうみ出す。以上の関係を考えれば、今なお放牧と火入によつて代表されるあまりにも粗放的な利用に委ねられた牧野が大きな比重を占め、人工林造成が進んでいないということは、とりもなおさずこの地域における農業発展の後進性を物語るものである。逆にいえばこの地域における原野造林をはばむものは、先づ第一に牧野の粗放的な利用を中心とした低い農業生産力にあるといえよう。この地域の農業が肥料基盤を広大な牧野に置き農業労働の大きな部分を役牛に依存している低い段階にある限り原野造林の急速な展開はなかなか望み難い。

2. 次にそれでは、農業と関連した牧野の粗放的な利用が改善され、牧野の縮小が達成されれば、ただちに造林が進むかという、必ずしもそうではない。原野造林をはばむ第二の要因は資本の不足である。この地域の産業の基幹となるべき農業は非常に生産力の低いものであり、生活水準を最低ぎりぎりの線まで引下

げてもおお多くの余剰を生じ得ない程に低い。農民が過重な採草労働を含む農業労働の一部分をさいて自家労力による造林を行つたとしても、造林地の拡大に多くを望むことは出来ない。

3. 第三に土地所有の問題である。牧野特に放牧地は表面的には公有、即ち町村有林野が多いが、実質的には部落による古い入会利用の慣行が残されているところが多い。このような林野は、たとえ畜産の利用に余裕が生じ、又例えば外部の資本が導入されて資本不足の問題が解決され得るとしても、権利関係が複雑であり、直接個人の利益とならないため容易に造林を行おうとしないのが普通である。熊本県の波野村では耕地の原野依存度が薄いわけではないのに、早くから牧野の私有化が行われたため造林が進んでいる事実は、造林の進展において所有形体が大きな要素をなすことを示している。

以上(1)畜産との競合、しかもその牧野が基幹産業である農業と切つても切れない関係にあり、粗放的な利用しかなされてないこと。(2)資本の不足。(3)土地所有形体の問題の三点について、これらが原野造林をはばむ大きな要因となつていることをみたが、これらの矛盾を解決して原野造林が徐々にあるが進展していることも事実である。

先づ第一の畜産との競合については耕種農業における独自の地力維持方法の導入によつて牧野が不断に縮小され造林が進んでいる。牧野自体の施肥、草種改良による草生量の増大も考えられるが、これは現在のところ実験的な段階にある。第二に資本の不足はこの地域の主要産業である農業の生産力と関連するので早急に解決は困難であるが、村外の個人資本や公共資本の導入によつて解決される。但し前者の場合は土地所有権も同時に消失してしまい、村内に大森林はあるが村民がその恩恵にあずかる部分といえば労賃所得だけという実情は大きな問題であろう。第三に土地所有の点については、古くからの共同体的利用の慣行は容易に抜けがたく、部落有林野統一も形式上のものが多く大